

議案第40号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年11月18日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園への人事庶務システム導入に伴い一部規則を改正する必要が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員は」の次に「、世田谷区人事庶務システム（電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。）により」を加え、「添付して、住居届（様式）により」を「添えて」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、住居届（様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出ることができる。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、住居手当を受けている職員のうち、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更のあったものについて準用する。

「
様式中 印 を削り、「第3条の」を「第3条ただし書の」に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に新たに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員又は住居手当を受けている職員のうち当該要件に係る事実に変更のあったものが行う届出については、この規則による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>幼稚園教育職員の住居手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第19号</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、<u>世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。))を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)</u>により、当該要件を具備していることを証明する書類を添えて、その実情を速やかに所属長に届け出なければならない。<u>ただし、システムにより難しい場合は、住居届(様式)に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出ることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、住居手当を受けている職員のうち、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更のあったものについて準用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の規定は、令和3年12月1日以後に新たに幼稚園教育職員の給与に関する条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員について適用し、同日前に当該要件を具備するに至った職員については、なお従前の例による。</u></p>	<p>幼稚園教育職員の住居手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第19号</p> <p>(届出)</p> <p>第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式)により、その実情を速やかに所属長に届け出なければならない。<u>住居手当を受けている職員について、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更のあった場合についても、同様とする。</u></p>

(新)

様式(第3条関係)

住 居 届						支給	継続	取消
						年 月 日届出		
世田谷区教育委員会 あて		所 属				主な届出事由 新規届出 住居の異動 世帯主の変更 収入の変動 その他		
		職層名		氏名				
住 所								
幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第3条ただし書の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 (証明書 通添付)								
届出人		世帯主			これに準ずる者		届出事由の事実発生日 年 月 日	
世帯等の構成状況 (本人も記入)	氏 名		本人との続柄	生年月日	同 居・別居の別	職業等	年収 (年分)	備考
			世帯主	・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
住宅の実情	住宅の形態	自己の住宅	本人又は世帯員の所有する住宅		借家・借間の実情	月額家賃	円	
		借家・借間	民間・公団・公社 親族の住宅 職員住宅・公舎・社宅等 その他()			月額家賃の状況	住宅使用料のみ 共益費含む 敷金礼金含む 光熱水費含む 食費含む その他()	
	共同名義	有 無		賃借人の名義	氏名： 本人との続柄：()			
	居住開始日	年 月 日						

様式(第3条関係)

住 居 届						支給	継続	取消
						年 月 日届出		
世田谷区教育委員会 あて		所 属				主な届出事由 新規届出 住居の異動 世帯主の変更 収入の変動 その他		
		職層名		氏名				
住 所								
幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 (証明書 通添付)								
届出人		世帯主			これに準ずる者		届出事由の事実発生日 年 月 日	
世帯等の構成状況 (本人も記入)	氏 名		本人との続柄	生年月日	同 居・別居の別	職業等	年収 (年分)	備考
			世帯主	・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
				・ ・	同・別			
住宅の実情	住宅の形態	自己の住宅	本人又は世帯員の所有する住宅		借家・借間の実情	月額家賃	円	
		借家・借間	民間・公団・公社 親族の住宅 職員住宅・公舎・社宅等 その他()			月額家賃の状況	住宅使用料のみ 共益費含む 敷金礼金含む 光熱水費含む 食費含む その他()	
	共同名義	有 無		賃借人の名義	氏名： 本人との続柄：()			
	居住開始日	年 月 日						